

古賀 靖子 議員



問 臨時休校と学童保育所の対応への課題は

答 援助が必要な児童・生徒に適切な援助を講じる

問 新型コロナウイルス感染症により、臨時休校と学童保育所の1日開所という対応への課題は。

教育長

児童・生徒の心身の健康状態の問題。生活状況を把握し、援助がいる児童・生徒に対して、適切な援助を講じる必要がある。

問 長い間、子どもたちの学習面や栄養面をはじめ、虐待のリスクがある家庭に対する対応は。

教育長

家庭訪問と電話で生活や健康状態、学習の深度状況を把握する。問題となる事態、援助が必要な子ども、家庭を把握できたら、教育委員会や関係各課と連携し対応する。特にネグレクトや虐待等の問題を抱えている家庭は、支援する体制を整えていく。

問 学童保育所での1日保育についての対策は。

こども未来課長

感染症予防のため、町の備蓄マスク、アルコール消毒液を提供。また各学校に、応用できる学校の支援員、譲渡できる衛生消耗品、学校施設等について集約を依頼した。

問 臨時休校の方針を転換し、通常通り授業を行った。自治体が自分の町の現状を把握し、自分の町に合った対応が必要だと思うが、町長の考えは。

町長

学校の一斉休校に関し、突然の政府の要請に振り回され、子どもたちや、家庭のことを十分考えて対応ができたのか私自身の判断には、いまだに疑問を持っている。緊急時のマニュアルもすっかりしておかないといけない。

それぞれの地域、自治体が発関係者と十分協議した上で、しっかり責任を持った判断、対応をしていくことが

大事なことだと今回つくづく感じている。

小さな自治体であっても、大きな自治体であっても、それぞれの責任で判断をしていくことが求められている。今後、教育部局、こども未来課、学童関係など、町全体として、しっかりと対応ができるよう努めていきたい。



問 地域おこし協力隊の1年の活動について。

産業振興課長

新年度は、4人も更新は行わない。1人目は空き家を利用した、ゲストハウスと乗馬を組み合わせた起業を考えている。2人目はきのこレシピ集の製作を行

い、新商品開発活動。3人目は匠の技術伝承者として活動し、技術伝承の研修中で引き続き取り組みを進めている。4人目は農村耕し隊で、体験型農業と独自野菜の栽培・販売に取り組んでいる。

問 本町が地域おこし協力隊に期待することは。

産業振興課長

本町にこのまま定住・定着する。活動を継続し、目標を達成、本町の町民として地域づくりのリーダーに育っていくことと考える。

問 地域の方と地域おこし協力隊の橋渡し役の役割をどう考えているか。

産業振興課長

地域との橋渡し役として関わることは、大変重要なことである。町内で活動される方と、密な情報交換を図りながら支援していく。



古賀 知文 議員

問 民生委員児童委員の待遇改善の進捗は

答 活動内容を見直し、活動費の増額を図る

問

平成29年9月議会
で行った一般質問の

『①民生委員児童委員の活動内容の軽減を図るべきでは。』

②活動費について国の補助に限りがあるのなら、町独自で予算計上したらどうか。』について質問以降の待遇改善の進捗は。

福祉課長

①活動内容について、活動の支援や委員相互の交流促進、研修のあり方や活動範囲、活動量について協議会内で十分な議論を行い、一部他事業への参加を取止める等負担軽減につながる活動の見直しを行った。

関係機関との連携、対応の仕方については、委員が一人で抱えがちであった課題に対し、福祉係や社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センターの様々な専門職、関係職員が連携を密に



令和元年度 大木町民児協伝達式の様子

とって対応していくように見直しを図っている。今後も活動しやすい環境整備に努める。

②活動費の改善については、来年度より一人当たり、年間6千円を増額し、6万6千円の予算を計上している。

問

地球温暖化対策の具体策を第6次総合計画に取り入れる方針か

答

町民会議を通して議論を行い、基本方針を盛り込む計画

問

昨年12月に表明した気候非常事態宣言

について今後、広く住民の意見を反映した内容を検討し、整備することになっているが、2020年度に策定する「大木町第6次総合計画」に具体策を取り入れる方針か。

副町長

本町における、気候非常事態宣言の具体策について、今後広く住民の意見を反映させるため、町民会議を組織する計画である。

今後の取り組みとして、公共施設の使用電力を全て再生可能エネルギーで賄うことや役場庁舎をエネルギー収支ゼロの建物に切り替えること、また一般住宅への再生可能エネルギー導入支援の拡充、農業用ハウス暖房の効率化の研究、護岸工事への間伐材使用等、様々な対策が想定される。



庁舎建物南側の懸垂幕にてPR

この様な内容について、町民会議を通してそれぞれのレベルで取組める事業を議論していく。
そして、第6次総合計画に温暖化対策への町の基本姿勢を盛り込み、町ぐるみで持続可能なまちづくりを目指したい。

益田 隆一 議員



問 ゴミの分別の協力を求めるため、町民がやりがいを感じることも必要

答 WAKKAポイント等のインセンティブを検討していきたい

問 全国有数の環境先進地となった本町だが、不法投棄が減らない現状をどうとらえているか。

環境課長

不法投棄を未然に防止するため、雑草が繁茂している土地の所有者に対し、定期的な草刈りや清掃など、近隣の生活環境を損なうことのないよう、適正に管理してもらうように指導を行っている。

さらに、不法投棄が比較的多く見られる場所を示した不法投棄マップの作成を、現在検討している。地域住民による監視の目が大きな抑止力となり、不法投棄の未然防止及び拡大防止につながっていききたい。

問 ゴミを分別していかなかった時代に比べ、現在どれぐらいの費用が削減できたか。

環境課長

平成18年の循環センター稼働以降、稼働前の平成17年度と比較して、平成19年から平成30年度まで12年間の排出ごみ及びし尿等、処理費の削減額等としては、約3億3,000万円、年間平均で約2,800万円の削減につながっている。



問

町民にはこれと違った見返りもなく、ごみの削減に協力している。形として町民に福利厚生として返ってきている

町長

というのを改めて示すべきだと思う。例えば、浮いた2,800万を使い、公園のベンチに代わった、給食費が無料になった、行政区の公民館がきれいになった、今話題のマスクが無料で配布されたなど、なんらかの形として町民に還元することでやりがいが出てくると思うが。

ごみ処理費の軽減による財源を使ってこっぴどとホール、図書館を整備したり、子育て支援の財源にしてきたと理解している。そ



意見

小竹町で行われている「戸一美運動」は、エコに特化しているわけではなく、まちの美意識を向上させることができ、ポイ捨てや不法投棄が減り、意識の向上につながると思う。是非参考にしていきたい。

ごみ処理費の削減分どのように使われたのか町民の皆さんにお知らせし、また、どう使うか有効な活用方法も改めて検討したい。



小島 裕司 議員

問 接道がない宅地の課税評価

答 一定の基準を持つておく必要がある

市町村長の所要の補正は、個別的な要因や影響が局地的である等の理由で、路線価や状況類似地区の設定により評価に反映することができない場合、価格事情が特に著しい影響があると認められる場合に限り、個々の画地ごとに特別の価格事情に見合った補正を行うが本町では近年、新たに適用した実績はない。

以前に補正した実績では、私道の補正と高圧線下

税務町民課長

問 土地の固定資産税は土地の形状及び権利について補正が行われ調整率があるが、本町にも存在するのか。また接道がない宅地評価額の見直しも必要と考えるが本町の対応は。

本町の宅地評価は路線価方式を採用している。個々の宅地の個性を評価に反映するため、宅地の奥行き間口街路との状況等が宅地の価格への影響を、標準宅地の状況との比較で評点数を付設する。



地の補正・宅地介在農地の造成費の補正・排水施設の管理地補正が適用されている。

問

総務省が通知している市町村長による

補正が9項目、また固定資産評価基準の中でも補正要件がある。本町にも散見される無道路地補正、高圧線下の画地、建築基準法の制限がある道路等に沿接する画地などがある。

近年の適用の実績はないとのことだが税金の減免や返還は申請主義で、申請する際に、納税義務者本人が固定資産の評価と補正が行われているか知り得る方法は。

税務町民課長

納税義務者の方に送付している各種帳票等には詳しく掲載されていない。問合せいただければ補正の内容等、状況等を示す事ができる。

問

納税義務者に対する周知が必要ではないか。また、本町の準都市区域指定以前の宅地開発等の共有道路や通路に接する宅地は、今後、建て替えられない恐れがあるのではないかと、建て替えられないと、宅地では使えない状況になる。このような土地をそのまま残せば、最後には誰も管理をしない、空き家状態になっていく。

建設水道課長

共有地の通路の救済措置を設けるべきではないか。今後の方策は。

共有地の通路について建築基準法上の道路になり得れば、セットバック等の要件によって再建築の道は開ける。

再建築ができない状況と

町長

なった場合に町が救済できるのか、を判断した上で示したい。

このような課題は、固定資産税の課税、また狭小道路の問題、寄附採納の問題など多岐に亘り関係している。

町として一定の基準を持つておく必要があると思う。

具体的な救済措置や課税評価の方法も考える必要がある。非常に難しい問題だが、救済措置等について一定の整理をして、関係者に理解を求めていく。



納税相談は税務町民課で対応

馬場 高志 議員



問 大木中学校に部活指導員の設置を

答 具体的な運営は令和3年度以降



問

現在、任意のス
ポーツ団体等で活動
している生徒の保護者か
ら、正式な部活動を認めて
ほしいという要望が中学
校に寄せられる中、顧問を
引き受けてくれる先生が
いないが続いている。
また、日本の中学校教員の
勤務時間は、2013年の
国際教育指導環境調査で
は、参加34か国の中で最長と
なっており、これは2018
年も同じデータである。

そのような中、中学校、高
等学校等において、校長の監
督を受け、部活動の技術指
導や大会への引率等に従事
する、部活動指導員を設置
できる学校教育法施行規則

問

の改正があり、平成29年4
月1日から施行されている。
大木中学校においても、
保護者、生徒の声、多様な学
びの場の創出、また、教職員
の働き方改革の面からも、
設置が必要だと考えるが、
教育長の見解は。

部活動指導員の配置につ
いては、学校の教職員の意
向を尊重しながら、先行導
入している各教育委員会に
おける活用の成果や、運営
面の課題、必要な予算等の
情報を集約して、本町の運
動部活動の改善の指針を
策定することから取り組
みたいと考えている。

教育長

問

どのぐらいの期間
が必要か。

令和2年度は、まだ部活

動指導員の配置のための予
算化ができておらず、来年
度は、この運動部の運営指
針と設置の規則等の検討に
入らせてもらい、具体的な
実質の運営のための予算措
置については、令和3年度
以降になる。



部活動の活躍がのぞまれる大木中

問

土地計画の見直
しは

答

町全域が農業
振興地域であり、
都市計画区域を
改定することは
非常にハードルが
高い

問

2019年の6月
の議会において、国
道442号線沿いと駅周
辺の開発が必要ではとい
う意見を出した際、現在、
農業振興地域整備計画の
見直し作業に入っていると
のことであつたが、その後
の進捗状況は。

町長

今回の見直しに関して
は、あくまで農業振興制度
の中での見直しであり、開
発を前提にした見直しは
困難な状況である。

具体的に言えば、大木町
は町全域が農業振興地域
となっており、この中に、都
市計画区域を設定するこ
とに関しては、非常に高い
ハードルであると今のところ
考えている。





原田 勝 議員

問 対話と交流を重視した住民自治をめざせ

答 話し合いのバックアップができればと考えている

問

住民自治をめざす

上で重要なことは、住民との対話と交流である。本町のまちづくりがめざしていくべき今後の方向性は。

企画課長

現在、町では令和3年度から8年間に取り組みべき第6次総合計画の策定作業を進めており、町が実施すべき行政計画と校区ごとの魅力等を伸ばし、課題等を解決する施策をまとめた校区計画を柱として構成する予定にしている。

その一環として校区別ワークショップを開催し、身近な住民だからこそわかる魅力や課題等、多くの気づきを出し合っていた。これを皮切りに住民との対話と交流を重ね、住民同士が出し合った意見を基に対話を促進し校区計画に結び付けていきたい。

行政においても、町で実施している事務事業についてはゼロベースで見直しを行うとともに、国から縦割り

で指示された自主防災組織や見守り隊、大木ささえ隊など、現存する数々の組織体を整理統合し簡素で総合的な視点で活動できる組織へと再編成していくことなど、これまでに類のない超少子高齢化社会に対応していくため、時代の潮流に即応した大胆な対応が必要であると考えている。

問

世代や性別にとら

われない対話やコミュニケーションの場の積極的な機会づくりが必要と考えるが。

企画課長

今後のまちづくりに向け、例えば、若年層である中学生からの提言を受けたり、



また、特に本町で手薄な部分でいえば、高校生や大学生などの若い世代からの意見を聞く機会も少ない。そのような方々と意見を交換する場を持ちたいと考えたとしても、一般公募ではなかなか出席がかなわないこともある。そのため住民基本台帳からピックアップ、無作為抽出をして、参加してもらいうような手続きを取っている自治体もあり、手法も含め、可能な限り多くの方との対話を促進し、直面している少子高齢化社会に向けて対応していきたい。

意見

社会は、物の考え方や行動、取り組む姿勢などの違いもあり、内気な方や消極的な人、仕事は遅いが丁寧な人など様々な人で構成されている。

対話と交流を深め、住民の皆さんが平等に、ご年配から若年層、性別を問わず、積極的になちづくりに関わっていただき、住みよい大木町づくりになることを期待したい。



町長を前に堂々と提言をしている中学生

野口 裕子 議員



問 本町の「主権者教育」の取り組みは

答 いろんな活動に参画して頂き、まちづくりへの関心を高めていただく



問 昨年の町長選、町議選共に無投票。このことは、早急に取り組むべき課題。選挙への関心を高める取り組みは。

税務町民課長

中学校の生徒会選挙の際に投票箱、記載台等の貸出しをしている。選挙時には、若者枠で投票立会人を募集している。

問 明るい選挙推進協議会の活動は。

税務町民課長

通常時は、毎年講演会を開催。小中学生には、明るい選挙啓発ポスター作品を募集し、選挙時に、期日前投票所の通路に展示。令和元年度は149点の応募があった。

そのほか、新成人者へリーフレット配布を行っている。

選挙時は、スパーの駐車場の街頭啓発や投票棄権防止町内巡回を3日前、前日、当日と行っている。

主権者意識を高めるには、地域コミュニティの役割が重要で、自分たちの地域は自分たちで守っていく意識を持つ人が増えていくよう町として最大限の支援を行っていききたい。

問 本町には高校がなく、大木中学校卒業とともに町の教育から遠くなる。小中学校からの体系的な主権者教育が求められる。学校教育での取り組みは。

教育長

社会の中で、自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけることを考える。昨年9月に実践した大木中学校3年生の「大木町の未来を町長に提

言する」授業は、学習の到達目標を町の首長に提言しようという非常に大胆でダイナミックな授業であった。座学で終わらず、フィールドワークの中で課題を見つけ、その情報を集め、発信していく。私たちの目指す主権者教育の姿であった。

小学校においては、学級活動の話し合い活動で、自発的に課題を見つけ学級や学校をより良くするための活動を行っている。学校での代表委員会、生徒総会は、自主的・自発的な学習の展開で、主権者教育の素地として非常に大事な教育と考えている。

問 「みんなの力で未来をつくるまち」協働のまちづくりで男女共同参画条例が施行され、各校区にコミセンが設置され進んでいるようだが、もっと大事な主権者としての意識形成は不足していないか。

「みんなの力で未来をつくるまち」協働のまちづくりで男女共同参画条例が施行され、各校区にコミセンが設置され進んでいるようだが、もっと大事な主権者としての意識形成は不足していないか。

町長
主権者意識や、住民協働、



『くるるん町民ガイド』の活動の様子

ふるさと教育など、自分たちの地域をどうよくするのか、それに対し、子どもも大人も、どう関わっていくのか。まちづくりに関心を持っていただくために住民の皆さんと協働の取り組みを進めていきたい。本町は小さい町だからこそ住民の皆さんと協力してまちづくりを進めることができる。その積み重ねが大切だ。

他、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進について質問しました。



中島 宗昭 議員

問 道の駅関係施設に関する町長のまちづくりビジョンは

答 循環のまちづくりの拠点としての役割を果たしていく

問 道の駅の運営についての考え方と想いは。

町長

道路の利用者へのサービス提供及び地域農業や産業の活性化、地産地消の推進に結びつけたい。

問 農産物直売所の活性化に向けての支援策は。

町長

経営の改革が求められるためJAと協議を行い、令和2年度には改革の方向性を具体化したい。

問 体験農園の運営体制の強化策と人材の確保は。

町長

地域おこし協力隊員を「株式会社クリエイトイブ おおき」の従業員として雇用し他の従業員とのチーム作業により農園管理を担わせる。

問 人材の確保は。

町長

農作業ボランティアに対

する地域ポイントの付与など多くの人が農園事業に関わりを持てるよう検討したい。

問 地域創業交流支援センター活用による町、及び産業の活性化対策は。

町長

起業、創業にチャレンジする人を応援する起業支援プログラムやチャレンジショップの機会を提供していく。

問 トレーラーハウス活用による交流人口増加対策は。

町長

町内外の交流促進をはかるため効率的に活用して行く。

問 株式会社クリエイトイブのおおきの役割は。

町長

農業の6次産業化の推進、若者による新たな起業、創業支援を始め、イベントの開催などによる都市農村交流など多岐に亘る事業推進を担う。



トレーラーハウスを効率的に活用

問 クリエイティブの自立対策は。

町長

事業採算性や費用対効果を高め、地域課題解決も求めていく。また、地方創生推進交付金事業との整合を取りながら自立策を図る。

問 高齢化社会における移動システムづくりは

答 必要な施策と考える、早期に具体化したい

問 交通手段である近隣のタクシース会社協会等との連携利用を図れないか。

町長

道路運送法第20条の規定で、本町では原則として旧三瀨郡内に営業所または行き先に営業所があるタクシースターの利用しかできない。

問 少子高齢化、特に独居老人家庭が増えていく中、緊急時の場合に限ってのタクシース事業者協会等の連携協議は必要だと思うが。

町長

緊急時は地域コミュニティの体制が重要となり、地域の中で協議して行く。

問 コミュニティバス等システム導入の進捗状況は。

町長

本町に適した効率的なシステムを十分検討する必要がある、できるだけ早く方針をだす。

